

奈良市監査委員告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 5 年 9 月 29 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司

土木管理課

監査結果公表日 令和 2 年 3 月 30 日（奈良市監査委員告示第 3 号）

措置結果通知日 令和 5 年 9 月 11 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(2) 道路占用料の前年度収入未済分の滞納繰越処理において、収入未済額の繰越調定が行われておらず、滞納繰越金の全額納入後の 10 月に調定されていた。</p> <p>このような状態では、収入未済額が正確に把握できないことから、前年度収入未済額の繰越調定は、奈良市会計規則第 21 条の規定に則り、適正に整理されたい。</p>	<p>(2) 令和 4 年度における道路占用料の前年度収入未済分の滞納繰越処理について、奈良市会計規則第 21 条の規定に基づき、適正な時期及び額で調定処理を行いました。</p>

土木管理課

監査結果公表日 令和 4 年 3 月 30 日（奈良市監査委員告示第 6 号）

措置結果通知日 令和 5 年 9 月 11 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>行政財産使用許可（無線基地局）の使用料の徴収について、算定において準用する奈良市道路占用料に関する条例（昭和 28 年奈良市条例第 11 号）の別表に記載の金額ではなく、占用料徴収事務の取扱いについて（平成 8 年 1 月 26 日付け建設省道政発第 3 号道路局路線課長通達）に記載された金額を徴収していた。</p> <p>行政財産使用料の徴収は、行政財産使用料条例（昭和 49 年奈良市条例第 19 号）の規定に基づき、適正に行われたい。</p>	<p>行政財産使用料の算定に当たっては、「占用料徴収事務の取扱いについて」の通達は適用できないため、令和 4 年度分から、行政財産使用料条例の規定に基づいて算定するよう改めました。</p>

送配水管理センター（水質管理室を含む。）

監査結果公表日 令和4年6月30日（奈良市監査委員告示第14号）

措置結果通知日 令和5年9月14日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>「緑ヶ丘浄水場緩速ろ過池洗浄委託」及び「木津川水路開削委託」の関係書類を査閲したところ、いずれも予算額は1,000万円以上であるが、単価契約の方法により委託契約を締結するに当たり、予定価格の決定者を予算額ではなく1回当たりの単価の予定価格で判断し、課長職の所管所長が決定していた。</p> <p>「予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領」第3条第2号に、1件の見積金額が1,000万円以上の契約における予定価格の決定者は次長職以上と規定されており、単価契約の場合、1件の見積金額を予算額に読み替えて運用されていることから、当該予定価格の決定者は次長職以上となる。</p> <p>同事務取扱要領に基づき、適正な契約事務を行われたい。</p>	<p>令和5年度における「緑ヶ丘浄水場緩速ろ過池洗浄委託」及び「木津川水路開削委託」の各委託について、いずれも予算額が1,000万円以上であったため、予定価格の決定者を次長としました。</p> <p>今後も「予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領」に基づき、適正な契約事務を行います。</p>

農政課

監査結果公表日 令和4年12月28日（奈良市監査委員告示第22号）

措置結果通知日 令和5年9月15日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員1名の市外旅費について、支払が行われていなかった。</p> <p>旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。</p>	<p>当該職員の市外旅費について、令和5年2月22日付けで支払を行いました。</p> <p>また、旅費の支払状況について財務会計システムにより確認することを課内で周知し、再発防止を図りました。</p>
<p>切手類受払簿を査閲したところ、使用日、摘要、使用者欄等が空欄となっている使用記録が複数見受けられた。</p> <p>所管課においては切手を使用する際、使用者が切手の払出枚数をメモに残し、受払簿の入力</p>	<p>令和5年2月分から、切手受払簿の記録方法を手書きに変更し、切手等を使用する度に各自で記入するよう改めました。</p>

担当者がまとめてエクセルで入力していたが、入力後メモは廃棄されていたため、空欄となっている使用記録の内容を確認することができなかった。

切手類は現金等価物であるため、受払簿を切手使用の都度手書きで記入することにより使用記録を確実に残し、適正に管理するよう改められたい。

消防課

監査結果公表日 令和5年3月31日（奈良市監査委員告示第7号）

措置結果通知日 令和5年9月15日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>契約金額が20万円以上50万円以下の施設修繕料11件について、全件請書を徴取していなかった。</p> <p>請書は相手方が業務を受注したことを証明する重要な書類であり、契約金額が20万円以上のものについては徴取が必要である旨、平成31年4月に奈良市契約規則第21条第2項が改正されている。</p> <p>請書の必要性について十分に理解の上、契約規則に基づき適正な契約事務を行われたい。</p>	<p>監査での指摘以降、契約金額が20万円以上50万円以下の施設修繕の契約について、全て請書を徴取しました。</p> <p>今後も、契約事務を複数人による確認体制により執行することを徹底し、奈良市契約規則に基づき適正な事務処理に努めます。</p>

斎苑管理課

監査結果公表日 令和元年12月27日（奈良市監査委員告示第11号）

措置結果通知日 令和5年9月22日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>墓地使用料の前年度収入未済分の滞納繰越処理において、前年度決算における収入未済額と本年度の調定額が一致していなかった。</p> <p>これは、墓地使用料が財務会計システムとは別にエクセルファイルで管理されているが、その数値と財務会計システムの数値とが一致していなかったためであった。墓地使用料の事務は担当者が一人で担っており、担当者以外は内容を把握しておらず、チェック機能が働いてい</p>	<p>定期監査による指摘を受けて以降、墓地使用料の取扱いにつきましては、財務会計システムとエクセルファイルの突合（消込）作業を入金都度、複数の職員により行うとともに、月一回程度の割合で、管理職による確認を行うよう手続を改めました。</p> <p>これにより、令和3年度以降の滞納繰越調定額は、前年度決算における収入未済額と一致していることから、今後においても引き続き前述</p>

<p>ない状態であった。</p> <p>所管課は、公金である使用料の事務を行っていることを十分に認識し、管理職を含めた複数の職員による確認を徹底するなど、チェック機能が働く体制を整えられたい。その上で、繰越の調定額は、前年度決算における収入未済額と必ず一致すべきであることから、適正な金額で調定を行われたい。</p>	<p>の手續を継続し、適正に処理してまいります。</p>
--	------------------------------

文化振興課

監査結果公表日 令和5年3月31日（奈良市監査委員告示第7号）

措置結果通知日 令和5年9月26日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>奈良市ならまちセンター、奈良市音声館、なら100年会館及び奈良市美術館の管理について、指定管理者を指定しているが、その旨の告示が行われていなかった。</p> <p>奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定に基づき、指定管理者の指定について告示されたい。</p> <p>また、奈良市音声館における大和のわらべうた全集売払収入について、指定管理者に徴収事務を委託しているが、その旨の告示が行われていなかった。</p> <p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、徴収事務の委託について告示されたい。</p>	<p>奈良市ならまちセンター、奈良市音声館、なら100年会館及び奈良市美術館の指定管理者の指定について、令和5年3月24日付けで告示を行いました。</p> <p>また、奈良市音声館における大和のわらべうた全集売払収入の徴収事務の委託について、令和5年3月24日付けで告示を行いました。</p>
<p>予定価格20万円以上の施設修繕料の執行において、見積書を1者からしか徴取していない事例が2件あった。</p> <p>奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第18条の2の規定に基づき、2者以上の見積り合わせにより、適正な契約事務を行われたい。</p>	<p>令和5年4月から予定価格20万円以上の施設修繕料の執行については、見積書を2者以上から徴取し、見積り合わせを実施した上で適正な契約事務を行うよう徹底しています。</p>

納税課

監査結果公表日 令和5年3月31日（奈良市監査委員告示第6号）

措置結果通知日 令和5年9月27日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>市税において出納整理期間中に還付処理ができていない額について、同期間中に翌年度の歳入に振り替える処理を行っていた。また、決算上の還付未済額について、還付処理ができていない額に加え、還付処理を行ったもののうち還付対象者が受け取っていない額も含まれていた。</p> <p>市税の収入済額の中には、過誤納による納税者への還付が必要なものが含まれている。この還付が必要なものについては、還付処理を行い収入済額から減額し、出納整理期間中に還付処理ができていない額については収入済額に含めることとされている。また、決算上の還付未済額は、収入済額のうち還付処理ができていない額のみを表示することとされている。</p> <p>還付未済額は、今後の決算においては正確な計数をつかんだ上で、収入済額に含められたい。</p>	<p>令和4年度の決算処理を行うに当たり、市税の決算上の還付未済額は、収入済額のうち還付処理ができていない額のみを表示するように改めました。その上で還付未済額について、これまで翌年度の歳入への振替処理を行っていましたが、収入済額に含めるように改めました。</p>

国保年金課

監査結果公表日 令和元年6月28日（奈良市監査委員告示第5号）

措置結果通知日 令和5年9月28日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(1) 国民健康保険料の前年度収入未済分の繰越調定において、監査基準日である平成31年2月末日現在で調定が行われていなかった。</p> <p>調定は金額が確定次第、速やかに行われたい。</p>	<p>(1) 令和5年度の滞納繰越事務において、金額が確定次第、速やかに調定を行いました。</p>

国保年金課

監査結果公表日 令和5年3月31日（奈良市監査委員告示第6号）

措置結果通知日 令和5年9月28日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>国民健康保険料の滞納繰越事務において、当初調定額が本来の計数と異なっていた。</p> <p>これは、国民健康保険料の収入済額には過誤納に伴う還付未済額が含まれていることから、滞納繰越額を算出する際に、前年度の収入未済額に還付未済額を加算する必要があるが、所管課では加算が行われていなかったことが原因であった。</p> <p>滞納繰越は、債権管理を適正に行うために必要な手続であることから、正確な額で調定を行われたい。</p>	<p>令和5年度の滞納繰越事務において、前年度収入未済額に還付未済額を加算した額を算定し、併せて国民健康保険料システムから出力された滞納繰越調定額と一致していることを確認した上で調定を行いました。</p>